

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の
一部を変更する協定書

弘 前 市
板 柳 町

弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

弘前市（以下「甲」という。）と板柳町（以下「乙」という。）は、平成23年10月12日に締結した弘前圏域定住自立圏の形成に関する協定について、その一部を次のとおり変更する協定を締結する。

第3条第1号カに次のように加える。

(イ) 使用済小型家電リサイクルの促進

a 取組の内容

圏域における使用済小型家電の再資源化を住民に啓発するとともに、使用済小型家電を効率的にリサイクルする体制を整備する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）にのっとり、使用済小型家電のリサイクルを効率的に促進するため、調査・研究を行うとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、使用済小型家電のリサイクル促進を図るとともに、必要な経費を負担する。

第3条第1号に次のように加える。

キ その他

(ア) 消費生活相談体制の広域的対応

a 取組の内容

圏域における消費生活相談を広域的に行うことにより、住民サービスの向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域の消費生活相談窓口を弘前市市民生活センターとし、消費者の安全確保に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

(b) 乙の役割

甲と連携して消費者の安全確保に関する取組を行うとともに、必要な経費を負担する。

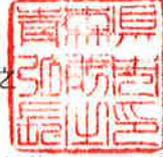
この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月16日

甲 弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市

市長 葛西 憲之



乙 北津軽郡板柳町大字板柳字土井239番地3

板柳町

町長 館岡 一郎

